

十日町市克雪すまいづくり支援事業 Q&A

十日町市 都市計画課 建築住宅係

1. 全般に係る事項

【「補助対象者」について】

Q. 数年前に父が克雪住宅の補助制度を使って融雪式の屋根にしました。その後、父は亡くなり息子が家を継いでいますが、融雪装置の改修した場合に克雪の補助金を受けることはできますか。

A. この補助制度は、克雪住宅を広く普及させることも目的の1つです。そのため、平成2年度以降に克雪の補助金を受けられた本人又は親族等が数年後に克雪住宅の改良を行う場合は補助金を受けることができません。具体的には、以下の通りです。

前回と同一の申請者の場合	新築、改良を問わず、また建設地を問わず補助対象となりません	
前回と異なる申請者の場合（同居親族等）	新築	建設地を問わず補助対象となります
	既存住宅の改良等	従前の設備の更新や追加であるため、補助対象となりません

【市外からの転入により克雪住宅を建設する場合について】

Q. 現在は市外に住んでいますが、市内に克雪住宅を建設して住みたいと考えています。この場合は補助の対象となるでしょうか。

A. 市外からの転入に伴い住宅の克雪化を行う場合でも、補助の対象となります。この場合、その事実確認を行う必要がありますので、指定された書類の他に以下の書類を提出してください。

	確認事項及び提出書類
「交付申請書」 提出時	市税等の完納を確認するため、申請時に居住している市町村の納税証明書を提出してください。
「実績報告書」 提出時	当該住宅に異動したことを確認するため、異動後の住民票の写しを提出してください。

【対象住宅以外に住む親族が克雪化を行う場合について】

Q. 現在住んでいる住宅を市外に住んでいる息子に克雪化工事をしてもらおうと考えています。この場合は補助の対象となるでしょうか。

A. 克雪化の工事を行う住宅に住んでいない親族が所有者で、その親族が克雪化工事を行う場合は補助対象となります（賃貸借契約を結んでいる場合は対象外）。この場合には、居住者と親族との関係がわかる書類として「戸籍謄本」、住宅の所有者が確認できる「家屋所有証明書」を補助金交付申請時に提出して頂く必要があります。

【二世帯住宅の克雪化を行う場合について】

Q. 二世帯住宅の建設を計画しているのですが、申請はどのようにすればいいでしょうか。

A. 二世帯住宅であっても棟は1つであるため、棟全体を1戸として取扱うこととなり、住宅全体の代表者で申請を行ってください。また、以前補助金を受けて克雪化された住宅を二世帯住宅に改良（増築を含む）を行う場合は、補助金交付済みとして取扱うため補助金の申請ができません。

【併用住宅の定義について】

Q. 補助対象となる併用住宅は具体的にどのようなものですか。

A. 住居部分の床面積が延床面積の2分の1以上を占めていれば補助対象となります。

【車庫や倉庫等の取扱いについて】

Q. 住宅の一部が車庫と倉庫になっているのですが、この部分も克雪化しないと補助の対象とならないのでしょうか。

A. 車庫や倉庫等の住宅とは異なる部分が明確に分離できるものであれば克雪化されなくてもかまいません。なお、これらが別棟である場合は明確に分離されているので同様に克雪化されなくてもかまいません。

【借家の克雪化について】

Q. 借家は補助対象となりますか。

A. 戸建ての賃貸住宅を貸主が克雪化工事を行う場合は補助対象外となります。ただし、借主が行う場合は補助対象となります。

【複数の克雪方式を併用する場合について】

Q. 現在住んでいる住宅の屋根を落雪式と融雪式の併用の屋根にしたいのですが、どのように申請すればいいでしょうか。

A. 住宅全体が克雪化される（既に克雪化された部分を含む）ものであれば補助の対象となります。なお、「耐雪式・落雪式・高床落雪式」と「融雪式・融耐雪式」とでは補助金上限額が異なりますが、この場合は克雪化工事面積の過半を占める克雪方式の補助金上限額となります。また、補助金額算出にあたっては各々の方式の補助対象工事費に補助率を乗じて得た額を合算した額となります。

【補助事業の工事着手について】

Q. 工事着手前に「補助金交付申請書」を提出することとなっていますが、工事の着手とは具体的にどの時点のことを言っているのですか。

A. 工事着手の定義は以下の通りです。

融雪式	新・増築	基礎より上部構造の工事の着手前
	改良	屋根融雪装置の設備工事（仮設工事等を含む）の着手前
耐雪式	新・増築	住宅の根切り工事（地盤改良を含む）前
落雪式	新・増築	基礎より上部構造の工事の着手前
	改良	屋根構造部分の工事の着手前 ※既存屋根の解体が伴う場合は解体工事の着手前
高床落雪式	新・増築	住宅の根切り工事（地盤改良を含む）前
	改良	高床基礎工事または屋根構造部分の工事の着手前 ※既存基礎または既存屋根に解体が伴う場合は解体工事の着手前

【「諸経費」や「値引き」の取扱いについて】

Q. 補助対象工事に係る諸経費や値引きは補助対象工事費に含まれますか。

A. 諸経費や値引きも補助対象工事費に含めることができます。「全体の直接工事費」に対する「補助対象となる直接工事費」の割合で諸経費又は値引きを算出してください。

$$\text{計算式} = \frac{\text{補助対象となる直接工事費}}{\text{全体の直接工事費}} \times \text{全体諸経費（▲全体値引き）}$$

【補助金の変更申請について】

Q. 補助金申請書を提出し、克雪化工事を始めたら補助対象工事費が変更となり、補助金額に変更が生じました。どのような手続きをすればいいでしょうか。

- A. (増額変更の場合) 申請受付期間中の変更であれば変更申請の受付が可能ですが、申請受付終了後の変更はできません。
- (減額変更の場合) 変更が生じることが判明したら、速やかに変更申請の手続きを必ず行ってください。

2. 克雪化方式に係る事項

【耐雪式】

【雪庇防止対策の範囲について】

Q. 耐雪式住宅の建設を計画しています。雪庇防止対策が補助対象の要件になっていますが、屋根全周の雪庇防止対策が必要なのでしょうか。

A. 原則、安全確保の観点から屋根全周に雪庇防止対策を講じて頂くことを補助要件にしております。ただし、以下の条件をすべて満たす場合は、雪庇の落下に伴う事故の危険性が極めて低いため、当該部分の雪庇防止対策を行わなくても補助の対象とします。

- ・ 庇の先端から隣地境界線または道路境界線までの水平距離が概ね 2.5m以上連続して確保されていること。
- ・ 冬期間、住宅への出入りや通行の用に利用しないスペースであることが明らかな場合

【平屋部分の雪庇防止対策について】

Q. 耐雪式住宅の建設を計画しています。住宅の一部に平屋部分があるのですが、地上から雪庇を落とすことが可能なので雪庇防止対策を講じなくてもいいですか。

A. 平屋部分は地上から雪庇を取り除くことが容易なため、庇の先端から隣地境界線または道路境界線まで概ね 1.5m以上確保されている場合は雪庇防止対策を行わなくても補助の対象とします。

【ベランダ部分の雪庇防止対策について】

Q. ベランダ部分にも雪庇防止対策を講じる必要があるのでしょうか。

A. ベランダ部分の手すりが雪庇防止対策として機能する場合は、雪庇防止対策を行わなくても補助の対象とします。(手すり高さ2.0m未満でも可)

【既存の耐雪式住宅への雪庇防止対策について】

Q. 現在住んでいる耐雪式住宅に雪庇防止対策を行いたいのですが、補助の対象となるのでしょうか。

A. 雪庇防止対策は補助対象工事ではなく補助要件の1つなので、補助の対象とはなりません

【落雪式、高床落雪式】

【落下屋根や高床基礎の差額の算定方法について】

Q. 落雪式住宅の新築を計画していますが、差額の算出方法がわかりません。どのようにして差額を計算すればよいのでしょうか。

A. 新築の場合と、改良の場合で差額の算出方法が異なります。算出方法は以下の通りとなります。

<新築する場合>

高床基礎の差額	「落雪式及び高床落雪式住宅補助対象経費算出書(別紙)」にて算出した額
屋根構造の差額	
屋根葺材の差額	

<既存住宅を改良する場合>

高床基礎の差額	見積書のうち、克雪化に必要となる工事費(税込)
屋根構造の差額	
屋根葺材の差額	「落雪式及び高床落雪式住宅補助対象経費算出書(別紙)」にて算出した額

【落下した屋根雪の堆雪スペースについて】

Q. 落雪式住宅の新築を計画しています。別表にある離隔距離が自己所有地で確保できないため隣接する土地の所有者から承諾をもらって落とさせてもらおうと思っ
ていますが、このような場合でも補助の対象となるでしょうか。

A. 原則、自己所有地内で別表にある離隔距離を確保して頂くこととしています。た
だし、隣接する土地の所有者が落下する雪について承諾している場合は、補助の対
象とすることができます。この場合、土地の所有者が承諾されていることについて、
交付申請時に「同意書」を提出してください。

また、地上に消雪パイプや融雪池などの融雪装置を設置して自己所有地内で処理
する場合も、同様の離隔距離を確保してください。

【高床基礎の高さについて】

Q. 高床基礎の高さの基準はどのようになっているのでしょうか。

A. 高床基礎の高さは、GL から高床基礎の天端までの高さが 1.5m以上あることが条件
です。また、高床基礎の差額計算は対象住宅の基礎高さが GL+0.5mの場合と GL+1.5
mの場合の直接工事費の差額となります。

【屋根構造に係る差額工事費について】

Q. 屋根構造に係る差額工事費で屋根形状が「切妻」「片流れ」「その他の形状」と分
かれています。どのように取扱えばいいのでしょうか。

A. 屋根形状により屋根構造に係る差額工事費を算定する際の各区分の内容は、以下
のとおりとなります。

区 分	内 容
切妻屋根	屋根面の両側に均等若しくは6割程度までが片側に流れるもの
片流れ屋根	屋根面の概ね9割以上が片側に流れるもの
その他の屋根	切妻屋根、片流れ屋根に該当しない全てのもの

【高床部分が木造の場合について】

Q. 高床部分が木造の場合でも、高床基礎となるのでしょうか。

A. 高床基礎ではないため、補助対象として取り扱うことはできません。

【高床基礎部分に居室がある場合の取扱いについて】

Q. 高床部分に居室を計画していますが、居室のない部分のみを高床基礎として取り扱っていいでしょうか。

A. 高床部分に居室がある場合は全体を補助対象として取り扱うことができません。ただし、玄関や階段、便所、物置、車庫のみが高床部分にある場合は、全体を高床基礎として取り扱うことができます。

【落雪式住宅への改良について】

Q. 手掘り式の住宅を落雪式に改良したいのですが、どのようなものが補助の対象となるでしょうか。

A. 手掘り式の住宅で、次の条件をすべて満たせば補助の対象となります。

- ・既存の屋根勾配が4寸未満のものを4寸以上に改良する、又は既に屋根勾配が4寸以上あること
- ・屋根の材質をカラー鉄板やガルバリウム鋼板以外の滑落性のある材質（フッ素樹脂鋼板、ステンレス鋼板など）で葺くこと
- ・落下する雪が自己所有地内で処理できる（離隔距離が確保されている）こと

また、既存の屋根が当該補助を受けずに克雪住宅として整備した場合についても、上記の条件を満たせば補助対象となります。

【融雪式】

【太陽光発電と一体となった融雪装置について】

Q. 太陽光発電と一体となった融雪設備を設置したいと考えていますが補助の対象となるでしょうか。

A. 太陽光発電装置は補助対象外となりますが融雪装置は補助対象となるため、融雪装置に係る工事が明確に分けられる場合は補助対象とすることができます。

3. 要援護世帯に係る事項

【要援護世帯を証明する書類について】

Q. 要援護世帯の証明に必要な書類を教えてください。

A. 要援護世帯を証明する書類は、原則以下のとおりとなります。

- ・世帯全員の住民票の写し
- ・障がい者手帳の写し（障がい者世帯のみ）
- ・戸籍謄本（ひとり親世帯のみ）

【要援護世帯の該当について】

Q. 交付申請書提出時は、要援護世帯ではありませんでしたが、その後、要援護世帯となりました。どのような手続きをすればいいのでしょうか。

A. 申請受付期間中の変更であれば変更申請の受付が可能ですが、申請受付終了後の変更はできません。